

1 水道料金に関する提言【概要版】

(1) 水道事業の現状と課題

- 現在の黒部市の水道料金は、平成23年及び平成28年の料金改定を経て、料金体系が一種類に統一されている。しかし、料金単価については、上水道事業及び4簡易水道事業（布施山、内山、愛本、音沢東山）、宇奈月簡易水道事業の2種類となっており料金に差異がある。
- 上水道事業は企業会計であり、原則、収益的支出を全て給水収益で賄う必要があるが、現状の経営状況では、収入の約19%を一般会計から繰入れており、健全な経営状況とは言えない。また、簡易水道事業の経営状況は、特別会計決算値からの推計ではあるが、その率は約25%程度になると見込まれる。（簡易水道事業は、令和2年度から企業会計適用）
- さらに今後、管路整備・更新や施設整備が増加するため、減価償却費が増加する。そのため、収益的支出は、将来的に増加が見込まれるので、定期的に水道料金を見直す必要がある。

(2) 水道料金改定に関する提言

<提言>料金単価について

- 将来的には一般会計からの繰入れを無くすことが望ましいが、段階的な改定により、急激な受益者負担の増を招かないように配慮し、今回は、一般会計繰入金比率4%となるように料金を改定することが望ましい。
 - ・上水道＋4簡易水道事業の料金単価は、28%改定する。
（住民負担：1～4人世帯で222円～642円/月の増）
 - ・宇奈月簡易水道事業の料金単価は、上水道＋4簡易水道事業とほぼ同額を引き上げるため、36%改定する。
（住民負担：1～4人世帯で228円～669円/月の増）

【付帯意見（水道）】

◆料金単価の統一化について

宇奈月簡易水道事業は、上水道事業及び4簡易水道事業との間に料金差が残ることになるため、地域特性、過去の経緯、水使用形態の違いを考慮し、段階的に料金単価を統一していく必要がある。

◆料金単価の適正化について

上水道事業及び簡易水道事業の経営は、地方公営企業法の規定等に基づき独立採算とすることが原則である。また、管路施設の更新費用の増加により将来的に一般会計からの繰入金が増加する見込みであるため、定期的に適正な料金単価について検討していく必要がある。また、コロナ禍（2019年末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行）の影響に鑑み、料金改定時期について配慮を求める意見があった。

◆名水の里黒部について

黒部市は、黒部川とその扇状地が作り上げた豊かな水に恵まれており、「名水の里黒部」として清らかな水を供給していることを全国に発信し、住みよい黒部をPRするように行政努力を継続することが必要である。ただし、「名水の里黒部」のブランドは、水の清冽さ・豊富さ・おいしさ、その他水に係わる歴史や文化であり、「水の安さ（県内1位）」にはこだわらない。

◆安全・安心な水の供給について

今後も安全・安心な水を供給するため、市民生活を支えるライフラインであることを認識した上で計画的な施設更新や水道技術の伝承が必要である。

2 下水道使用料に関する提言【概要版】

(1) 下水道事業の現状と課題

- 現在の黒部市の下水道使用料は、平成 23 年及び平成 28 年の使用料改定を経て、汚水種別は、一般汚水、公衆浴場汚水、宿泊施設等汚水の3種類、このうち、一般汚水の使用料体系は従量制（メータ検針）、認定水量制（世帯人員等）の2種類となっている。
また、使用料単価については、汚水種別ごとに定めており、3種類となっている。
- 汚水処理費のうち維持管理費に関わる費用は、下水道使用料収入で賄えているが、資本費に関わる費用は、国が示す適正な資本費算入率を満たしておらず、一般会計からの基準外繰入金により補填している状態となっている。
- さらに今後、管路や処理施設の更新が増加するため、減価償却費が増加する。そのため、収益的支出は、将来的に増加が見込まれるので、定期的に下水道使用料単価を見直す必要がある。

(2) 下水道使用料改定に関する提言

< 提言 1 > 使用料体系について

●一般汚水

現行では従量制、認定水量制の2種類があり、従量制に統一することが望ましいが、移行にはメータ設置等の費用を要することなどから、直ちに統一することは困難である。よって、今後の課題として提起し、現状維持とする。

●公衆浴場汚水

公衆浴場は、住民の日常生活に密着した施設であるため、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」により住民が利用しやすいような措置を図る必要がある。よって、今回の検討では現状維持が妥当である。（現在、対象施設なし。）

●宿泊施設等汚水

収容人員に基づく定額制から、従量制に移行するためには、下水道へ排水した量を計量するために控除（減額）メータの設置が必要となる。しかし、宇奈月温泉宿泊施設では、控除メータが設置されていないため、下水道への排水量を把握することが困難となっている。よって、今回の検討では現状維持が妥当である。

＜提言２＞使用料単価について

- 国が示す適正な資本費算入率（44.4％）を満たしておらず（R1：37.1％）、一般会計からの基準外繰入金により補填している状況となっている。
国が示す適正な資本費算入率を満たすためには、下水道使用料の10％改定が必要であるが、急激な受益者負担の増加を避けるため、今回は、7.5％改定にとどめることが妥当である。
（住民負担：1～4人世帯で98円～329円/月の増）

【付帯意見（下水道）】

◆使用料単価の適正化について

下水道事業は、資本費算入率の適正基準（44.4％）達成を目指し、併せて一般会計からの繰入金を減らすため、使用料単価の値上げが必要である。

今回の改定においても適正な資本費算入率を満たしておらず、下水道事業の継続的安定経営が可能となるように、適正な使用料単価については定期的な検討が必要である。

ただし、水道料金と下水道使用料の同時値上げは、急激な料金負担を招くため、激変緩和措置なども併せて検討することが望ましい。

また、水道料金の改定と同様にコロナ禍の影響に鑑み、料金改定時期について配慮を求める意見があった。

◆認定水量制の方向性について

メータが設置されていない区域等にメータを設置して、認定水量制を順次廃止し、従量制に統一する必要がある。

◆効率的な事業運営について

農業集落排水処理施設については、なるべく早期に公共下水道へ接続・統合し、事業コストの縮減に努める必要がある。

◆下水道の普及促進について

公共下水道供用開始区域内で未接続世帯が見受けられるため、加入促進に取り組む必要がある。

3 運用方針に関する提言【水道・下水道共通 概要版】

<提言1>上下水道への加入促進活動について

●水道

給水普及率が低値であることから、今後も、継続的に給水普及率の一層の向上を目指して加入促進活動に取り組む必要がある。

●下水道

市内の下水道供用開始区域内の未接続世帯を対象に、下水道への接続を促進する活動を行う必要がある。今後も、継続的に未接続世帯を戸別訪問し、加入を促進することが望ましい。

<提言2>コスト縮減の取組について

●公営企業として、より一層の経費節減等の企業努力に努めるとともに、業務の合理化と効率化が必要である。なお、業務の効率化と経費削減を目的として推進している業務委託については、行政主導のもと品質管理・向上の観点からチェック作業を行うと共に、プライバシーに配慮し、個人情報の取扱いには引き続き十分注意する必要がある。

<提言3>見直し期間について

●上下水道料金等のあり方については、5年程度の範囲で見直すことが妥当である。ただし、社会経済情勢の変化や健全な事業経営の観点から、この期間を短縮することができる。

<提言4>市民への説明等



●上下水道料金等の見直しについて、改定内容、改定根拠にとどまらず、事業概要、経営改善に向けた取組についてもわかりやすく説明し、市民に十分周知することが求められると共に、市民の上下水道事業についての理解が深まるように努める必要がある。

4 参 考

(1) 水道料金の増減 (試算)

【世帯人別の水道料金表】

(1月あたり：税抜)

世帯人員	使用水量	区分	①改定前	②改定後 (提言)	③差額 (②-①)
1人世帯 	10m ³	上水道+4簡水	791円	1,013円	222円
		宇奈月簡水	647円	875円	228円
2人世帯 	18m ³	上水道+4簡水	1,375円	1,757円	382円
		宇奈月簡水	1,111円	1,507円	396円
3人世帯 	25m ³	上水道+4簡水	1,886円	2,408円	522円
		宇奈月簡水	1,517円	2,060円	543円
4人世帯 	31m ³	上水道+4簡水	2,324円	2,966円	642円
		宇奈月簡水	1,865円	2,534円	669円

※口径13mmの場合

※使用水量は、下水道使用料算定の認定水量基準と同値

(2) 下水道使用料の増減 (試算)

【世帯人員別の下水道使用料】

(1月あたり：税抜)

世帯人員	認定水量	①改定前	②改定後 (提言)	③差額 (②-①)
1人世帯 	10m ³	1,313円	1,411円	98円
2人世帯 	18m ³	2,449円	2,635円	186円
3人世帯 	25m ³	3,498円	3,761円	263円
4人世帯 	31m ³	4,416円	4,745円	329円

(3) 料金表

水道料金表 現行 (税抜)

口径	基本水量	上水道、布施山・内山・愛本・音沢東山簡易水道			宇奈月簡易水道			メータ使用料 (1個1月につき)
		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)		
			500㎡まで	500㎡超		500㎡まで	500㎡超	
13mm	~10㎡	731円	73円		587円	58円		60円
20mm	~15㎡	1,200円	80円		986円	65円		107円
25mm	~20㎡	1,600円	80円		1,313円	65円		120円
30mm	~20㎡	1,600円	80円		1,313円	65円		180円
40mm	~20㎡	1,600円	80円		1,313円	65円		240円
50mm	~100㎡	7,885円	78円		6,076円	60円		900円
75mm	~100㎡	7,885円	78円		6,076円	60円		1,151円
100mm	~100㎡	7,885円	78円		6,076円	60円		1,727円

上水 + 4 簡水

28%UP



宇奈月簡水

36%UP

メータ使用料

28%UP

水道料金表 改定後 (税抜)

口径	基本水量	上水道、布施山・内山・愛本・音沢東山簡易水道			宇奈月簡易水道			メータ使用料 (1個1月につき)
		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)		
			500㎡まで	500㎡超		500㎡まで	500㎡超	
13mm	~10㎡	936円	93円		798円	79円		77円
20mm	~15㎡	1,536円	102円		1,341円	88円		137円
25mm	~20㎡	2,048円	102円		1,786円	88円		154円
30mm	~20㎡	2,048円	102円		1,786円	88円		230円
40mm	~20㎡	2,048円	102円		1,786円	88円		307円
50mm	~100㎡	10,093円	100円		8,263円	82円		1,152円
75mm	~100㎡	10,093円	100円		8,263円	82円		1,473円
100mm	~100㎡	10,093円	100円		8,263円	82円		2,211円

下水道使用料表 現行 (税抜)

污水種別	体系	算定基準	
一般污水 (全区域)	従量制	10m ³ 以下	1,313円
		11m ³ 超え20m ³ 以下	142円/m ³
		21m ³ 超え50m ³ 以下	153円/m ³
		51m ³ 超え100m ³ 以下	164円/m ³
		101m ³ 超え	175円/m ³
	認定水量制	1人/世帯 10m ³	1,313円
		2人/世帯 18m ³	2,449円
		3人/世帯 25m ³	3,498円
		4人/世帯 31m ³	4,416円
		5人/世帯 37m ³	5,334円
公衆浴場污水 (全区域)	従量制	200m ³ 以下	14,237円
		200m ³ 超え	75円/m ³
宿泊施設等污水 (宇奈月温泉地区)	定額制	収容人員 × 1,049円/人	



7.5%UP

下水道使用料表 改定後 (税抜)

污水種別	体系	算定基準	
一般污水 (全区域)	従量制	10m ³ 以下	1,411円
		11m ³ 超え20m ³ 以下	153円/m ³
		21m ³ 超え50m ³ 以下	164円/m ³
		51m ³ 超え100m ³ 以下	176円/m ³
		101m ³ 超え	188円/m ³
	認定水量制	1人/世帯 10m ³	1,411円
		2人/世帯 18m ³	2,635円
		3人/世帯 25m ³	3,761円
		4人/世帯 31m ³	4,745円
		5人/世帯 37m ³	5,729円
公衆浴場污水 (全区域)	従量制	200m ³ 以下	15,305円
		200m ³ 超え	81円/m ³
宿泊施設等污水 (宇奈月温泉地区)	定額制	収容人員 × 1,128円/人	